

## 新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いによる支給要綱

4 新福介給第 752 号

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第 56 条第 1 項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」と総称する。）の受領委任払いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業者 法第 44 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者及び法第 56 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者をいう。
- (3) 受領委任払い 居宅要介護被保険者等が、区が支給決定した福祉用具購入費の受領に関する権限を事業者に委任し、当該委任を受けた事業者が区から福祉用具購入費の支払いを受ける方法をいう。

### （適用除外）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する居宅要介護被保険者等は、受領委任払いの適用を受けることができない。

- (1) 法第 66 条第 1 項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第 67 条第 1 項の規定による保険給付の差止を受け、又は法第 68 条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けている者
- (3) 法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- (4) 当該福祉用具購入費について、新宿区介護保険高額サービス費等資金貸付基金条例（平成 12 年新宿区条例第 36 号）に基づく貸付けを受けている者

### （事業者の登録）

第 4 条 受領委任払いを取り扱う事業者は、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として、あらかじめ区の登録を受けるものとする。

- 2 前項に規定する登録を受けようとする事業者は、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録届出書（第 1 号様式）に新宿区介護保険居宅介

護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払いに係る確約書（第2号様式）を添えて、事業所ごとに区長に届け出るものとする。

- 3 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録事業者として登録することが適当であると認めるときは、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該届出を行った事業者に対し通知する。

（登録内容の変更等の届出）

第5条 登録事業者は、事業所の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、福祉用具販売の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかに新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等の心身状況等に応じて適切な福祉用具の販売を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第7条 区長は、居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の所在地等について情報提供を行う。

（登録の取消し）

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受け、又は福祉用具購入費の請求を行ったとき。
  - (2) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えたとき。
  - (3) その他区長が相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（受領委任払いの申出）

第 9 条 受領委任払いの適用を受けようとする居宅要介護被保険者等が、新宿区介護保険条例施行規則（平成 12 年新宿区規則第 102 号。以下「規則」という。）第 34 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による福祉用具購入費の支給申請を行うときは、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払申出書兼同意書（第 7 号様式）（以下「同意書」という。）を区長に提出するものとする。

（受領委任払いの適用）

第 10 条 区長は、前条の規定による同意書の提出を受け、受領委任払いの適用が適当であると認めるときは、当該受領委任払いの適用を受ける居宅要介護被保険者等及び登録事業者に対してその旨を通知し、当該登録事業者に対して速やかに福祉用具購入費を支払う。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。